

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 戸田祐幸)

整理番号	使 途 項 目									
4-1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	<table border="1"><tr><td data-bbox="1141 414 1300 504">共通案分率</td><td data-bbox="1300 414 1422 504">50% 25%</td></tr><tr><td data-bbox="1141 504 1300 548">それ以外の案分</td><td data-bbox="1300 504 1422 548">80%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1141 548 1422 672">案分の説明 20063-10=20053 20053A × 50% =</td></tr><tr><td data-bbox="1101 672 1141 1030" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1141 672 1422 1030">1002分を充当</td></tr></table>	共通案分率	50% 25%	それ以外の案分	80%	案分の説明 20063-10=20053 20053A × 50% =		案分率	1002分を充当
共通案分率	50% 25%									
それ以外の案分	80%									
案分の説明 20063-10=20053 20053A × 50% =										
案分率	1002分を充当									

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額2桁をお出しください。ATM以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

ご請求先氏名
戸田事務所 様

お客様番号
4605-0832-49003

2019年 4月ご請求分

金額(円)
¥20,063-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 収 日 附 印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)



670-0012
姫路市本町68-170

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

大手前第一ビル 2階
戸井田事務所 様

発行年月日 2019年 4月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021111002 08893 08815 00 J
61 000000 1 0 19040101J



019042101005195891

08893

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認ください。お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079-281-7700 4605-0832-49003	2019年 4月ご請求分	20,063円	2019年 4月22日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 9,177円
NTTファイナンス分ご請求額 10,886円
(合計) 20,063円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 3 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0832-49003)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆079-281-7700 ◇NTT西日本ご利用分	9,167		
	5,400	フレッツ 光ネクスト FHS利用料	2月 1日~ 2月28日 合算
	-1,790	光もともっと割	2月 1日~ 2月28日 合算
	1,100	ひかり電話オフィスA (エース) 基本料	2月 1日~ 2月28日 合算
	2,000	複数チャンネル使用料	2月 1日~ 2月28日 合算
	300	追加番号使用料	2月 1日~ 2月28日 合算
	704	ひかり電話 (通話料)	2月 1日~ 2月28日 合算
	556	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日~ 2月28日 合算
	60	番号案内料 (昼間・夜間ご利用分)	2月 1日~ 2月28日 1回のご 利用です。 合算
	8	ユニバーサルサービス料	2月 1日~ 2月28日 4番号分 のご請求となります。 合算
	100	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 合算
	50	収納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合算
	679	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇NTT西日本分 (小計)	9,177	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	10,886	OCN光withフレッツ利用料等	* 契約番号: N109983264 非対象

*** NTT西日本からのお知らせ ***

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

*** ユニバーサルサービス料について ***

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会

リース契約書
(NTTファイナンス保証)
メンテナンス あり なし

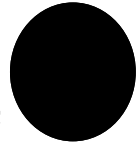
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス
フリーダイヤル 0120-810-110

2017 3 3

タイトル ユースリ

*私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認のうえ、本契約を申込みます。

戸井田 祐輔



〒170-0000 東京都市部 戸井田 事務所

1. 代表取締役社長
2. その他
()

(注)

(注)

兵庫県姫路市本町68大手前第一ビル1階
記入不要

(注) 079-281-7700
記入不要

079-281-7700

F 3 3 4 0 7 0 1 0 1 6 0 0 5 2 0

ビジネスフォンサポートプラス・ビジネスフォンサポート・Aコース・Cコース

2017 3 3

役務提供日はリース開始日となります。
*お客様の別サービスご利用状況により、ご利用日が変更となる場合がございます。

2017 3 24
2024 3 23

84
2017 5

			8	8	8	0	
			7	1	0		
			9	5	9	0	
			8	0	5	6	0

NTTビジネスホン αA1(S)
5

079281-7700

※リース契約についてリース開始日をもって解約し、その解約金(上乗せ金額計)が本契約のリース料に含まれて請求されることに同意します。

グレードアップ	F 3 3 4 0 7 0 3 0 - 1 5 - 0 0 2 5 8
対象契約番号	F - - - - -
	F - - - - -
上乗せ金額計(税抜)	73500円

- ▷ 再リース料(年額) = 年額リース料 × 1/10 (年間分一括前払い)
- ▷ 解約金 = リース料月額 × リース期間 - 請求済リース料

〒 - - - - - 〇番主と同じ

私は「個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認のうえ、連絡先記入になります。



1. 代表者
2. 役員
3. その他
大西 平 年 月 日

県 府 市 部 (区) 村
都 道 区 町

*連絡先記入は自署・捺印願います。

〒 - - - - -

西日本電信電話株式会社(NTT西日本)
事業所名 兵庫 支店
住 所 神戸市中央区海岸通11
電話番号
担当者氏名

NTTビジネスソリューションズ株式会社
事業所名 兵庫第二ビジネス営業部 支店
住 所 神戸市中央区相生町1-3-2
電話番号 0120-927919
担当者氏名

〒 670-0081

戸井田 祐輔 (戸井田事務所)

様

(郵便物運付先)

〒 651-0088

兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバ

ンエース三宮ビル 6階

NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先 神戸支店

(INFORMATION) 078-252-3371



お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号 (管理番号)	代表物件名	取引種類	契約日	開始日	満了日
F33407010-16-00520(00000)	NTTビジネスホン αA1 (S)	リース	2017年03月03日	2017年03月24日	2024年03月23日

リース料 消費税額等 (別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
745,920 59,640	***** *****	805,560	***** *****	83 回

請求先電話番号	預金種別	口座番号	口座名義人
079281-7700			

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備考
1	2017/03	2017/05/20	回収代行	17,760 1,420	0	17,760 1,420	
2	2017/05	2017/06/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	*
3	2017/06	2017/07/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	*
4	2017/07	2017/08/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	*
5	2017/08	2017/09/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	*
6	2017/09	2017/10/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	*
7	2017/10	2017/11/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
8	2017/11	2017/12/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
9	2017/12	2018/01/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
10	2018/01	2018/02/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
11	2018/02	2018/03/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
12	2018/03	2018/04/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
13	2018/04	2018/05/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
14	2018/05	2018/06/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
15	2018/06	2018/07/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
16	2018/07	2018/08/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
17	2018/08	2018/09/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
18	2018/09	2018/10/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
19	2018/10	2018/11/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
20	2018/11	2018/12/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
21	2018/12	2019/01/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	
22	2019/01	2019/02/20	回収代行	8,880 710	0	8,880 710	

当社管理用情報

F33407010-16-00520(000-00-001-001)

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備 考
23	2019/02	2019/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
24	2019/03	2019/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
25	2019/04	2019/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
26	2019/05	2019/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
27	2019/06	2019/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
28	2019/07	2019/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
29	2019/08	2019/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
30	2019/09	2019/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
31	2019/10	2019/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
32	2019/11	2019/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
33	2019/12	2020/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
34	2020/01	2020/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2020/02	2020/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
36	2020/03	2020/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
37	2020/04	2020/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
38	2020/05	2020/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
39	2020/06	2020/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
40	2020/07	2020/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
41	2020/08	2020/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
42	2020/09	2020/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
43	2020/10	2020/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
44	2020/11	2020/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
45	2020/12	2021/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
46	2021/01	2021/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
47	2021/02	2021/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
48	2021/03	2021/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2021/04	2021/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
50	2021/05	2021/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
51	2021/06	2021/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
52	2021/07	2021/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
53	2021/08	2021/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
54	2021/09	2021/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
55	2021/10	2021/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
56	2021/11	2021/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
57	2021/12	2022/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
58	2022/01	2022/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
59	2022/02	2022/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
60	2022/03	2022/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
61	2022/04	2022/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
62	2022/05	2022/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)

(会派名自民党)

(議員名戸井田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費		
42	2019/4/8	共通案分率 (50%) 25%	
	水光費・会費 口座振替のお知らせ	それ以外の案分 80%	
	コード 01051	案分の説明 50% 26,702 - 11,662 = 対外月	
	戸井田 祐輔 様	15,040円 × 50% = 電気代 7,520円を充当	
	振替金額 ￥ 26,702 -		
	上記金額を平成 31年 4月 19日 に(までに) 引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座 までお振り込みの程、お願い致します。		
	〒 [] 大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則		
	ご請求内訳		
	◆電気代 (H 31年 3 月度分) 電気使用料金 15,040 円 使用量 470 kwh 看板・電灯料金 - 円		
	◆水道代 (H 31年 - 月度分) 水道使用料金 0 円 使用量 0 m ³		
	合計 26,702 円		
	姫路市本町68番地170 大手前第一ビル 管理組合法人 理事長 柳谷 義則		
8 31- 4-20	AD	56,000	¥57,276*
9 D31- 4-22	管理費	56,936	
10			¥340*

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年 4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 戸井田祐輔)

整理 番号 4-3	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	
	それ以外の案分	100%
	案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため	
	案分率	4037円を充当

2019年04月分



領 収 証

ID(22890)
No. 1-103-0447-001

本町68
大手前ビル1階

戸井田事務所 様

銘 柄	部	金 額
産経セット	1	4,037
合 計		¥ 4,037

お知らせ

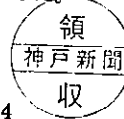
☆アルバイト募集中☆
新聞配達アルバイトを募集しています。朝・夕刊どちらかでもOK! まず、お電話下さい。

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

株式会社神戸新聞姫路中央販売

〒670-0925
姫路市亀井町111
TEL: 079-223-8513

FAX: 079-288-3314



4/23 支払い

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名自民党)

(議員名戸井田祐輔)

整理 番号	4-4		用途項目
			調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費
			共通案分率
			それ以外の案分 100%
			案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため
			案分率 4037円も充当

2019年04月分



領収証

ID(15034)

No. 1-103-0447-000

本町68大手前ビル1階

戸井田事務所 様

銘	柄	部	金額
神戸セット		1	4,037
合計			¥ 4,037

お知らせ

☆アルバイト募集中☆
新聞配達アルバイトを募集しています。朝・夕刊どちらかでもOK! 必ず、お電話下さい。

毎度ご購入有難うございます。左記の通り領収致しました。

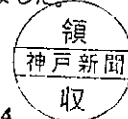
株式会社神戸新聞姫路中央販売

T670-0925

姫路市亀井町111

TEL: 079-223-8513

FAX: 079-288-3314



4/23 支払い

領収書等添付様式【共通】

(平成31年 4月分)
(会派名 自民党)
(議員名 戸井田祐輔)

整理番号 4-5	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	
	それ以外の案分	100%
	案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため	
	案分率	4,400円を充当

YCC 領 収 書

区域058 全戸0009 お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所 様
本町68-170
大手前第一ビル 1F
31年 4月分

- 1 読売新聞セット
- 2
- 3

部 数 金 額 ◇左記の通り領収しました
1 4,400

合 計

4,400円 領収日 年 月 日

ご購入ありがとうございます。
今後とも宜しくお願いします。

読売センター姫路東
姫路市保城477-4

TEL079-282-6420



4/24 支払い

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
(会派名自民党)
(議員名戸井田祐輔)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費
4-6	共通案分率	50% 25%
	それ以外の案分	80%
	案分の説明	50% 6,665円 + 108円 = 手数料
	案分率	6,773円 × 50% = 3,386円を充当

領 収 証

HGX-1018213

戸井田事務所

様

金額

¥6,665 ※

収
入
印
紙

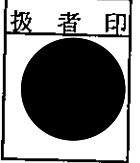
但し 請求書通り

平成 31 年 04 月 24 日

上記の金額正に領収いたしました。

現金・小切手	¥	*
振 込	¥	6,665 ※
手形・相殺	¥	*
計	¥	6,665 ※

神戸市中央区浜辺通2丁目1番3-0号
富士ゼロックス兵庫株式会社



(本証に社印および扱者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

31--4-24	フジゼロックス兵庫 (カ)	*6,665*	[Redacted]
	様	*108*	
		5357548997	

戸井田事務所

請求書

発行日：2019年04月02日
請求書番号：790401-0077004

様

今回ご請求額 6,665円

富士ゼロックス兵庫株式会社

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合わせ番号：3302201632 電話：0120-069-840

お支払約束日	2019年05月07日
お支払方法	お振込
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	富士ゼロックス兵庫株式会社

1	料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)								
2	トータルサービス料金	2019/03/01-2019/03/31				6172								
3	黒モード	1カウント以上	1774	3.00	5322									
4	フルカラー	1カウント以上	34	25.00	850									
5	ご使用合計		1808											
6	【代金/料金合計】					6172								
7	【消費税および地方消費税】					493								
8	【今回ご請求額】					6665								
9	-----													
10	※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-IV C3370 PPS 855222													
11	<table border="1"> <tr> <td>(今回)</td> <td>(前回)</td> <td>(テスト)</td> <td>(ミス)</td> </tr> <tr> <td>50000</td> <td>48208</td> <td>0</td> <td>18</td> </tr> </table>						(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	50000	48208	0	18
(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)											
50000	48208	0	18											
12	2019/03/01-2019/03/31													
13	3(4092)(4057)(0)(1)													
14	-----													
15	-----													
16	-----													
17	-----													
18	-----													
19	-----													
20	-----													
21	-----													
22	-----													
23	-----													
24	-----													
25	-----													
26	-----													
27	-----													
28	-----													

36400 22400 3302201632 31 0405 0C9
A-090625 0000 3302201632 510 1NK 0000 11060020

31 備考：

MIF003

注文書

富士ゼロックス兵庫株式会社(乙)御中

注文番号 1662966673001

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文いたしますので、
ご承諾の場合には折り返し請書をご提出ください。

発行日 平成 28 年 6 月 1 日

発注者(甲)

所在地
社名
役職名
氏名

姫路市本町68大寺前第一ビル
戸井田事務所
兵庫県議会議員
戸井田祐輔

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含まません)

記載項目

契約対象商品/契約種類/契約期間等

契約種類: トータルサービス契約

契約条件書番号: JTTA001B

契約対象商品: DocuCentre-IV C3370 PFS

機番: 055222

期間: 平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 3 月 30 日まで

開始メーターカウント:

メーター1 33450 / メーター2 _____ / メーター3 2775
メーター4 _____ / メーター5 _____ / メーター6 _____

設置調整完了日(新規購入の場合): 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

初回締切日: 平成 28 年 6 月 末日

料金計算の締切日: 末日締

支払日: 料金計算締切後翌月末日支払

請求サイクル: 1ヵ月

ミスコピー控除方法:

乙は、「テスト控除後コピー/プリント数」に、黒モード、カラーモード各々に1%を乗じた枚数を不良コピー/プリントとみなし、各モードのコピー/プリント数から差し引きます(小数点以下切り上げ)。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金(1台につき)			
コピー/プリント料金(1コピー/プリントにつき)			
黒モード(メーター1)	1カウントにつき	3.00	
フルカラーモード(メーター3)	1カウントにつき	25.00	
最低コピー/プリント料金(1台につき)			3,000(月額)
設置先等			

*設置先事業所:

**所在地: 兵庫県姫路市本町68

**事業所名: 戸井田事務所

**部課名:

*EP適用: (する)・しない

*FAX番号:

以下余白

契約条件書番号 : JTTA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。
- 第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く、以下同じ)を供給、交換することをいいます。
- 第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に必要な費用を乙に支払います。
- 第4条 表記記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。
 (1)乙所定の保守料(サービス)を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
 (2)乙所定の保守料(サービス)により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
 (3)スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。
- 第5条 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもつづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。
 (1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター直結票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
 (2)コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。
 (3)トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。
 (4)乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のために使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト除いたコピー/プリント数」といいます)。
 (5)不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー/プリントの記載に従い取り扱います。
 (6)不良コピー/プリントは1コピー/プリントにつきメーターが2カウントアップします。
 (7)両面コピー/プリントをした場合、両面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。
 (8)表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。
 (9)契約開始または終了時において、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。
 (1)「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
 (2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(繰上げ)に応じて計算します。
 (3)表記にトータルサービス料金を加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。
- 第6条 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。
 (1)トータルサービス料金および本契約にもつづいて甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。
 (2)甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。
- 第7条 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもつづいて技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。
- 第8条 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。
 (1)乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもつづいて乙所定の遠距離保守サービス料金を乙に支払います。
 (2)乙が技術者が場合別修理の結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。
 (3)乙が故障した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピュータプログラム、データの障害等を調査します。
- 第9条 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。
 (1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整
 (2)誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整
 (3)商品以外の機械装置またはコンピュータプログラム(コンピュータウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整
 (4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整
 (5)水災、風水害、地震等の天災地災およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
 (6)乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
 (7)甲が適合に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 (8)高圧作業、高電圧の移動を行う作業その他危険作業
- 第10条 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。
 (1)本契約成立と同時に商品別に感光体(本および過半数の消耗品等)を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびペロペーパーについては、設置調整のために乙が必要と認めた場合に乙が交換します。
 (2)乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。
 (3)感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従って使用します。
- 第11条 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。
- 第12条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様・適合した用語を使用します。
- 第13条 甲が乙の事前の同意による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または債務を第三者に譲渡または質貸した場合、本契約は終了します。
- 第14条 乙は1ヵ月前までの(ただし、甲が不利にならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。
- 第15条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、損害の賠償の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。
 (1)本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
 (2)倒産、破産、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納
 (3)手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき
- 第16条 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は自ら報告を要せず、直ちに本契約を解除できます。
 (1)甲または乙が前条第2項にもつづいて本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。
- 第17条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。
- 第18条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および消耗品等を直ちに返渡し、かつ残債の全額を即時支払います。
- 第19条 甲および乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具等の設置調整が完了したことを確認します。
- 第20条 甲および乙は、自ら反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは棄損の妨害を行ったりは不当な行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
 (1)甲および乙は、前項の規定を、自己の委任先および自己の関連先にも遵守させるよう努力するものとします。
 (2)甲および乙は、前2項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を及ぼすと判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
 (3)甲および乙は、相手方が前2項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
 (4)本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。
- 第21条 本契約に関する紛争は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。
- 第22条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、協議にもつづいて誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上

EP (Electronic Partnership) の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供する EP (Electronic Partnership) の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条 (EP の利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械 (以下「機械」という。) において本追加条項に定める条件で EP (Electronic Partnership) を利用することに同意します。

第2条 (定義)

1. 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
2. 「EP-BB」とは、甲のイントラネット (プロキシサーバ等を含む) を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
3. 「EP-DX」とは、FAX 回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
4. 「EP 通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を持たない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙製の通信装置 (「EPnet-BOX」, 「3Gnet-BOX」) の総称とします。

第3条 (「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

1. 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後利用する場合があります。
2. 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
3. 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EP の種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1) 「機械」のメーターカウントの遠隔自動検針 (2) 上記メーターカウントにもとづく料金の請求 (3) 「機械」のリモート保守 (4) 消耗品の配送 (5) 「機械」の品質改善 (6) 乙から甲に対する各種提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録された FAX 自局 ID (EP-DX のみ)
「EPnet-BOX」 「3Gnet-BOX」		<ul style="list-style-type: none"> ・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報
EP-BB		<ul style="list-style-type: none"> ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報

第4条 (「EP 通信装置」の貸与)

乙は、「EP-DX」機能を持たない「機械」については、「EP 通信装置」等の機材を甲に無償で貸与します。「EP 通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP 通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条 (「EP」利用時の費用負担)

1. 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - (1) 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - (2) 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
2. 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
3. 甲は、「EP 通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条 (「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の「EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願ひ」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条 (「EP」の利用中止)

1. 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
2. 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP 通信装置」一式を乙に返却します。

EP (Electronic Partnership) ご使用上のお願ひ

「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」および「3Gnet-BOX」(以下、「本機械」といいます) は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般の携帯電話と同様の制限事項があります。

- ① 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本機械」または「本機械」の無線装置部分から 22cm 以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- ② 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本機械」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機関内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本機械」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- ③ 医療機関の室内では次のことを守って使用してください。
 - ・手術室、集中治療室 (ICU)、冠動脈疾患監視室 (CCU) には「本機械」を持ち込まないでください。
 - ・病棟内では、「本機械」を使用しないでください。
 - ・ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本機械」を使用しないでください。
 - ・医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- ④ 埋込み型心臓ペースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本機械」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願ひ事項

「EP-DX」を装着した機械と弊社システムがデータ通信している間、機械の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常 5 分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、機械をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX 表示例 1>

リモートメンテナンス、または
リモートサービス中です。

<EP-DX 表示例 2>

リモートメンテナンス中です。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名自民党)

(議員名戸井田祐輔)

整理番号	使 途 項 目	
4-7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	50% <u>25%</u>
	それ以外の案分	80%
	案分の説明 39,440円 - 4,814円 (対象外) + 108円 = 34,695円 34,695円 × 25% 8,673円を充当	

領 収 証		No. 009166
戸井田事務所 殿		平成 31 年 4 月 26 日
金額	¥ 39,401	円
但し	上記金額正に領収致しました	
内 訳	現金	
	小切手	
	手形	
	口座振込 0	
	相殺	
収入印紙	 横田漑青興業株式会社 本社 〒672-8064 姫路市飾磨区細江 電話 (079) 233-1111	御支払確認印 

3×50×50 ©

31--4-26	ヨコヤマヒロノブ (カ)	*39,401*	[Redacted]
	様	*108*	
		5357717627	

請 求 書

670-0012

31年 3月 31日 締切分 (30)

姫路市本町68

横山源青興業株式会社 兵庫営業所
〒679-3111 神崎郡神河町太河755-1
TEL (0790) 34-0792
FAX (0790) 34-0791
本社 〒672-8064 姫路市飾磨区細江995番地
TEL (079) 233-0555
FAX (079) 233-0635

戸井田事務所 様

取引銀行

TEL:079-281-7700 FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料を貴社負担願います。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
32,726	32,726	0	39,401	¥39,401

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
31/ 3/ 4	3490	ダッシュG (横田S/S)	26.17	リットル	139.00	3,638
31/ 3/ 7	5912	ダッシュG (横田S/S)	34.24	リットル	139.00	4,759
31/ 3/12	1002	ダッシュG (横田S/S)	49.58	リットル	139.00	6,892
31/ 3/19	755	ダッシュG (横田S/S)	35.57	リットル	139.00	4,944
31/ 3/23	2964	ダッシュG (横田S/S)	36.65	リットル	139.00	5,094
31/ 3/28	6408	ダッシュG (横田S/S)	48.18	リットル	139.00	6,697
31/ 3/29	76392	[入金 (振込)]				[32,726]
		【税別御買上計 8.0%】				36,482
		消費税等 8.0%				2,919
		【合計】				39,401

$4458 \times 1.08 = 4814円$

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名自民党)

(議員名江井田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目	
4-8	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・(人件費)	
	領収書(明細は)、別添のとおり。	共通案分率 50% 25%
それ以外の案分 80% 案分の説明		

案分率

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

4 月分		氏名						
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)			
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
5	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	日							
8	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	日							
15	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
16	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	日							
22	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
24	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
27	土							
28	日							
29	月							
30	火							
31	水							
計					(A) / 84:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 宇相 裕輔



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [84時間 00分] × 単価 [900円] = 165,600 円(B)
- ①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 165,600 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 165,600 円(E)

左記金額を確か[に]領収致しました。

平成31年4月26日

住所



氏名

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D) [165,600 円] × 案分率 [50%] = 82,800 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 0 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 82,800 円

(添付様式8)

雇用契約書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成30年 10月 / 日から 平成31年 6月 30日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	姫路 ^市 本 ^町 丁目 ^番 号 68 大手前第一ビル	
仕事内容	一 般 事 務	
就業時間 (休憩時間)	<u>午前</u> ・ 午後 9 時 00 分から 午前 ・ <u>午後</u> 18 時 00 分まで (休憩時間は、12 時 00 分から 13 時 00 分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給与(賃金)	月額 , 円 (<u>時給</u> 900 円)	
給与支払	毎月分を月末日に支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成 30 年 10 月 1 日		
雇用者	兵庫県議会議員 戸井田 祐輔	
被雇用者		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 自民党)

(議員名 戸井田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目	
4-9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>	
	領収書(明細は)、別添のとおり。	共通案分率 <u>50%</u> 25%
それ以外の案分 80% 案分の説明		
	案分率	

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

4 月分

氏名

[Redacted Name]

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
2	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
3	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
4	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
5	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
6	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
7	日							
8	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
9	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
10	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
11	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
12	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
13	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
14	日							
15	月							
16	火	9:00	18:00	1:00	8:00			
17	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
18	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
19	金	9:00	18:00	1:00	8:00			
20	土	9:00	18:00	1:00	8:00			
21	日							
22	月	9:00	18:00	1:00	8:00			
23	火							
24	水	9:00	18:00	1:00	8:00			
25	木	9:00	18:00	1:00	8:00			
26	金							
27	土							
28	日							
29	月							
30	火							
31	水							
計					(A)160:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 平井 祐輔



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [160時間00分] × 単価 [900円] = 144,000 円(B)
- ①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 144,000 円(D)

【実支給額(総支給額 - 諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 円(E)

金 144,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

平成31年4月26日

住所 [Redacted]


氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D) [144,000 円] × 案分率 [50%] = 72,000 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 0 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 72,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成 30 年 10 月 1 日から 平成 31 年 6 月 30 日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	姫路市 本町 丁目 68 番 号 大手前第一ビル F	
仕事内容	一般事務	
就業時間 (休憩時間)	<u>午前</u> ・ 午後 9 時 分から 午前 ・ <u>午後</u> 18 時 分まで (休憩時間は 12 時 30 分から 13 時 30 分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給与 (賃金)	月額 , 円 (<u>時給</u> 900 円)	
給与支払	毎月分を <u>月末</u> 日に支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
平成 30 年 10 月 1 日		
雇 用 者	兵庫県議会議員 戸井田 祐輔	
被雇用者		

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)

(会派名自民党)

(議員名戸井田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目											
4-10	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>80%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>95% HP保守管理費</td></tr><tr><td>案分率</td><td>$50000.19 + 40000 =$ 消七税 $54000 \times 95\% =$ 51,300円を充当</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	80%	案分の説明	95% HP保守管理費	案分率	$50000.19 + 40000 =$ 消七税 $54000 \times 95\% =$ 51,300円を充当
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分	80%											
案分の説明	95% HP保守管理費											
案分率	$50000.19 + 40000 =$ 消七税 $54000 \times 95\% =$ 51,300円を充当											

領 収 書	
戸井田事務所	御 中
金 額	
¥ 54,000-	
但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として	
上記正に領収いたしました	Ink 〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102 TEL 03-6824-2983
発行日：2019年4月28日	



〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2019年4月25日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983

請求書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額 ¥54,000

作業内容	金額	備考
・HP保守・管理費	50,000	1ヵ月分
		合計
		50,000
		消費税(8%)
		4,000
		税込み請求金額
		54,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

といた

戸井田ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE

県政にチャレンジ!

現在(いま)と未来の架け橋
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路!豊かな兵庫!」を作ります

[プロフィール](#)

[私の政策](#)

[FACEBOOK](#)

[問い合わせ](#)



戸井田ゆうすけ

このページに「いいね!」



戸井田ゆうすけ

昨日、執行部・政務調査副会長として最後の議員団総会に出席しました。
振り返ると自民党議員団の活動をこうしたSNSを活用して発信していく事に試行錯誤を繰り返した1年だった様に思います。
こうした活動を通じて議員団の日々の活動を知ってもらう為にも引き続き活用して頂く事を新執行部にお願ひさせて頂きました。
今後は一議員として協力していきたいです!



戸井田祐輔(といた・ゆうすけ)

兵庫県議会議員(姫路市選挙区)

2013年10月、兵庫県議会議員選挙に立候補し、姫路市選挙区で初当選。2017年10月の選挙でも再選された。所属政党は自由民主党。2018年10月の選挙でも再選された。所属政党は自由民主党。2019年10月の選挙でも再選された。所属政党は自由民主党。

2013年10月、兵庫県議会議員選挙に立候補し、姫路市選挙区で初当選。2017年10月の選挙でも再選された。所属政党は自由民主党。2018年10月の選挙でも再選された。所属政党は自由民主党。2019年10月の選挙でも再選された。所属政党は自由民主党。

私の政策

<p>1</p> <p>今後ますます進む少子高齢化や人口減少により、危機にさらされる地方の伝統文化や様々な活動の継承を自らも担うと共に現場で得られる地域の声を県政に届けます</p>	<p>2</p> <p>幅広い世代、地域の意見を聞き、地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、姫路、兵庫の更なる発展を目指します</p>
<p>3</p> <p>暮らしやすく、住みよい姫路を目指して周辺自治体との連携を進めると共に姫路と県をつなぎ、来たるべき人口減少社会に備えます</p>	<p>4</p> <p>同世代の有権者から、結婚、出産、育児、教育等に関する現場の声を拾い集め、課題の解決に努めることで、若者が集まり、子育てのしやすいまちづくりに尽力します</p>



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大寺前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

ホームページ制作業務委託契約書

戸井田事務所（以下「甲」という。）と Ink（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 29 年 / 月 23 日

甲

〒井田 祐輔

乙

東京都文京区目白台2-10-9-102
Ink 代表 岩崎友彦

ホームページ制作料金表

Ink

ホームページ制作 基本料金

サイト企画・設計・構成(ディレクション費)	制作費合計の30%	コンテンツの企画提案、画面設計・構成(ワイヤーフレーム)の考案・作成を行います。 制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。
進行管理費	制作費合計の15%	スケジュール管理、メール・電話でのやり取り、お打ち合わせ、確認、公開作業などにかかる人件費です。 訪問のお打ち合わせをご希望の場合、2回までこの中で対応可能です。制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。

デザイン

(作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページデザイン	¥50,000~	ホームページのベースとなるデザインです。 ボリュームに応じて料金は変動いたします。 基本的に1案作成。複数案ご希望の場合はご相談ください。
下層ページデザインひな形	1P¥30,000~	トップページと下層ページでデザイン・レイアウトが異なる場合。
下層ページデザイン	1P¥20,000~	使用写真10枚程度まで、文章量A4用紙1枚程度の作業量を基本とします。 使用写真数が多い場合、デザインにこだわりたい場合は都度お見積もりとなります。

コーディング

(作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページコーディング	¥30,000~	デザイン画をHTML+CSSでコーディングし、ホームページとして閲覧できる形に構築します。 動的なコンテンツを作成する場合は都度お見積もりとなります。
下層ページひな形コーディング	1P¥20,000~	下層ページの共通部分(ヘッダー・サイドバー・フッターなど)を含めたコーディングです。
下層ページコーディング	1P¥10,000~	雛型を元に、コンテンツ部分をコーディングします。

オプション

スマートフォンサイト制作	都度お見積もり	内容やページ数によって大幅に変わりますので、まずはご相談ください。
ブログデザインカスタマイズ	¥100,000~	アメブロなどのブログをオリジナルデザインで作成いたします。 ヘッダー画像、ナビゲーションのみなど、部分的なデザイン変更も承ります。(その場合、提示料金よりお安くなります)
ロゴ作成	都度お見積もり	詳しくはお問い合わせください。
原稿作成代行	1P¥10,000~	内容によって大幅に変わります。
地図作成	¥5,000~	内容によって大幅に変わります。
写真加工・合成	¥5,000~	内容によって大幅に変わります。
お問い合わせフォーム設置	¥20,000~	デザイン作成を含んだ料金です。 入力項目数によって料金が変動いたします。
写真撮影同行・ディレクション	1h¥5,000~	撮影する写真のカットをご提案・リストアップいたします。また、撮影現場へ同行して構図のアドバイス等を行います。 往復の交通費、所要時間によって大幅に変動いたします。
お急ぎ制作	通常料金の30%割増	こちらが提示したスケジュールよりも早く制作されたい場合。

公開後のサポート

テキスト修正・追加	¥2,000~	内容によって大幅に変わります。
画像修正・追加	¥5,000~	内容によって大幅に変わります。
バナー作成	¥10,000~	すでに公開しているサイトのバナー修正・追加です。 内容によって大幅に変わります。

管理・保守・更新作業

データ管理・保守プラン	¥ 20,000/月	データ消失・ウイルス感染などに備える、保険・保証サポート。責任を持ってデータを保管させていただきます。
基本更新プラン	¥ 50,000/月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、月5回までの更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。
無制限更新プラン	¥200,000/月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、無制限の更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。

※上記プラン以外にも柔軟にご対応させていただきます。まずご相談ください。

印刷物

パンフレット制作	¥ 50,000~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
ポスター制作	¥ 50,000~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
フライヤー制作	¥ 30,000~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
名刺制作	¥ 30,000~	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。

映像・3DCG

映像・3DCG制作	¥ 200,000~ 都度お見積もり	制作期間・内容によって大幅に異なります。 まずご相談ください。
-----------	-----------------------	------------------------------------

※価格は全て税抜価格です。消費税分は別途必要となります。

※リストの制作費はあくまで目安になりますので、価格は作業内容に応じて、都度お見積もりをさせていただきます。

※上記リストにない制作に関しても対応可能ですので、まずご相談ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 戸井田 祐輔)

整理 番号	使 途 項 目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費 事務所費・事務費・人件費									
5-1		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>すべて政務活動に係るものであるため</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>8,400円相当</td> </tr> </table>	共通案分率		それ以外の案分	100%	案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため	案分率	8,400円相当
共通案分率										
それ以外の案分	100%									
案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため									
案分率	8,400円相当									

領収証

No.

2019年 4月 16日

戸井田 祐輔 様

金額	¥ 8 4 0 0 -
----	-------------

但 購読料H31年1月～3月分

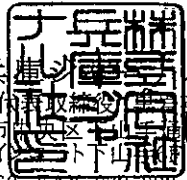
上記正に領収いたしました

内		
消費税等	¥622-	

株式会社 兵庫シビックサービス

〒650-0011 神戸市兵庫区下山

TEL:078-333-7560 FAX:078-333-7563



〒11000000 FSC@マックス森林資源紙

領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5月分)
(会派名 自民党)
(議員名 戸井田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目																												
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費																												
5-2	<p>ご利用明細 三菱UFJ銀行</p> <p>ご来店いただきありがとうございます。 このご利用明細は必ずお持ち帰りください。</p> <table border="1"> <tr> <td>年月日</td> <td>取扱店番</td> <td>お取引内容</td> </tr> <tr> <td>010514</td> <td>[REDACTED]</td> <td>お振り込み</td> </tr> <tr> <td>受付通番</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[REDACTED]</td> <td>¥25,660*</td> </tr> <tr> <td>お振込 できない場合</td> <td>残高</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>税込手数料</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td>10.23</td> <td>¥216*</td> <td>¥4,200*</td> </tr> </table> <p>お振込先・お受取人 ご依頼人</p> <p>ヒタチキャピタルイヌビ-イル(カ様) ヒタチキャピタルイヌビ-イル(カ様)</p> <p>0792817700</p>		年月日	取扱店番	お取引内容	010514	[REDACTED]	お振り込み	受付通番	銀行番号	支店番号	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	お取引金額			[REDACTED]		¥25,660*	お振込 できない場合	残高		特別	税込手数料	おつり	10.23	¥216*	¥4,200*
	年月日	取扱店番	お取引内容																										
010514	[REDACTED]	お振り込み																											
受付通番	銀行番号	支店番号																											
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																											
お取引金額																													
[REDACTED]		¥25,660*																											
お振込 できない場合	残高																												
特別	税込手数料	おつり																											
10.23	¥216*	¥4,200*																											
共通案分率	(50%) 25%	<p>それ以外の案分</p> <p>案分の説明 50%</p> <p>25,660円 + 手数料 25,876円 × 50% = 12,938円 を充当</p> <p>案分率</p>																											

〒670-0012
兵庫県姫路市
本町68 大手前第一ビル

戸井田事務所 戸井田 裕輔 様

1 / 1

0016951

〒261-7108
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1
WBGマリブイースト棟8階
日立キャピタルNBL株式会社
資産管理部 満了担当
お問合せTEL 043-333-7200

再リースのお知らせ兼再リース料のご請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、先日「リース期間満了に伴う契約手続きのお知らせ」にてご案内申し上げましたお客様とのリース契約
につきまして、ご契約条件に基づき、再リース契約の手続きをさせていただきましたのでお知らせいたします。
本書をもって再リース料の請求書とさせていただきます。
なお、ご契約内容は下記の通りとなりますので、ご確認をお願い申し上げます。

敬具

記

<再リース契約のご内容>

契約番号		再リース回数	05回		
日立キャピタル外契約番号		再リース料(年額)	23,760 円		
再リース期間	2019年04月14日より1年間	消費税等	1,900 円		
お支払日	2019年05月07日	お支払額	25,660 円		
物件番号	物件名	メーカー名	型式	台数	設置場所
001-00	デジタル複合機	-	DC4C3370PFS	1	兵庫県姫路市

物件 全 1 件 (代表物件のみ表示しております)

※表示文字数を越えた部分は割愛しております。予めご了承ください。

<お支払方法>

お支払日	2019年05月07日	お支払額	25,660 円
金融機関		支店名	
お引落(お振込)口座		口座名義人	

【ご注意】

お支払方法は、原契約が口座振替のお客様は上記指定金融機関より自動引落としとなります。前営業日までにご準備をお願いいたします。また、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただきますことがあります。
原契約が銀行振込のお客様は、上記指定口座へお支払日までにご送金いただきますようお願い申し上げます。なお、恐れ入りますが、振込手数料はお客様ご負担にてお願いいたします。

領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年5月分)
(会派名 自民党)
(議員名 戸井田 祐輔)

整理
番号

使 途 項 目

調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

5-3

2019/5/9

水光費・会費 口座振替のお知らせ

コード 01051

戸井田 祐輔 様

振替金額 ￥ 33,040 -

上記金額を令和 1年 5月 19日 に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願い致します。

振込先

大手前第一ビル管理組合法人 理事長 柳谷 義則

ご請求内訳

◆電気代 (H 31年 4月度分)
電気使用料金 15,050 円
使用量 430 kwh
看板・電灯料金 - 円

◆水道代 (H 31年 3・4 月度分)
水道使用料金 6,328 円
使用量 8 m³

合 計 33,040 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 柳谷 義則

共通案分率 (50%)

25%

それ以外の案分

案分の説明

3,3040 - 1,1662.19 =
対象外

21,378.19
15,050.19 × 50% =

電気代
7,525.19 を充当

6,328.19 × 50% =

水道代
3,164.19 を充当

案分率

1- 5-13 AD
0 1- 5-20 管理費

64,000
63,274 材料費



領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5 月分)
(会派名 自民党)
(議員名 戸田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 (事務費)・人件費																					
5-4	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"> 通常払込料金 加入者負担 </td> <td> 振替払込請求書兼 受領証(金融機関控) </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> 商品番号 加入者名 金額 お客様番号 2019年 5月に請求分 [住所等非表示払込書] 戸井田事務所 様 </td> <td colspan="3"> [Redacted] </td> </tr> <tr> <td> 金融機関用収納連絡先 [Redacted] </td> <td colspan="3"> 01-05-13 [Redacted] </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3"> 郵便局 附 (43662) N94350017 </td> </tr> </table>	通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)		商品番号 加入者名 金額 お客様番号 2019年 5月に請求分 [住所等非表示払込書] 戸井田事務所 様	[Redacted]			金融機関用収納連絡先 [Redacted]	01-05-13 [Redacted]			備考	郵便局 附 (43662) N94350017			<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>(50%) 25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 案分の説明</td> <td> 26,225₁₉ - 2,322₁₉ = 電報料 23,903₁₉ × 50% = 11,951₁₉ 迄充当 </td> </tr> </table>	共通案分率	(50%) 25%	それ以外の案分 案分の説明	26,225 ₁₉ - 2,322 ₁₉ = 電報料 23,903 ₁₉ × 50% = 11,951 ₁₉ 迄充当
		通常払込料金 加入者負担		振替払込請求書兼 受領証(金融機関控)																		
商品番号 加入者名 金額 お客様番号 2019年 5月に請求分 [住所等非表示払込書] 戸井田事務所 様	[Redacted]																					
金融機関用収納連絡先 [Redacted]	01-05-13 [Redacted]																					
備考	郵便局 附 (43662) N94350017																					
共通案分率	(50%) 25%																					
それ以外の案分 案分の説明	26,225 ₁₉ - 2,322 ₁₉ = 電報料 23,903 ₁₉ × 50% = 11,951 ₁₉ 迄充当																					
		案分率																				

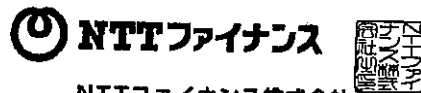
※ 切り取らないでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)

請求書 (西日本ご利用分)

670-0012
姫路市本町68-170

郵便区内特別



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

大手前第一ビル 2階
戸井田事務所 様

発行年月日 2019年 5月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021211001 14208 13661 00 J
61 000000 1 0 19050101J



019052101004924581

14208

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079-281-7700 4605-0832-49003	2019年 5月ご請求分	26,225円	2019年 5月20日(月)

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 15,339円

NTTファイナンス分ご請求額 10,886円

(合計) 26,225円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。



(2 / 3 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0832-49003)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆079-281-7700 ◇NTT西日本ご利用分 15,339	5,400 -1,790 1,100 2,000 300 2,984 -8 1,888 21	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 3月 1日~ 3月31日 光もともっと割 3月 1日~ 3月31日 ひかり電話オフィスA (エース) 基本料 3月 1日~ 3月31日 複数チャネル使用料 3月 1日~ 3月31日 追加番号使用料 3月 1日~ 3月31日 ひかり電話 (通話料) 3月 1日~ 3月31日 グループ通話定額割引額 3月 1日~ 3月31日 グループ 通話定額対象となる通話料を割引して います。 ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 3月 1日~ 3月31日 ひかり電話 (IP電話への通話料) 3月 1日~ 3月31日	合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算 合 算
◇NTT西日本分 (小計) 15,339	100 50 1,136 (964) (172)	発行手数料 収納手数料 消費税等相当額 (合計) (内訳) 消費税等相当額 (合算分) (内訳) 消費税等相当額 (個別分)	合 算 合 算 合 算
◇NTTファイナンスご利用分		合算表示の料金合計×8% 個別表示の1件毎の金額×8%	

*** NTT西日本からのお知らせ ***

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
※厳正な請求額のため、料金同様に発行は、NTTファイナンスからさせていただきます。

*** ユニバーサルサービス料について ***

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0832-49003)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	10,886	OCN光withフレッツ利用料等 * 契約番号: N109983264	非対象等
	1,296	NTTコミュニケーションズご利用分。	
	9,590	リース料 (NTTファイナンス) リース料金4月分、残58回	非対象等
◇合計	26,225	合計	
		<p><NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。</p>	

(添付様式2)


領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 戸井田祐輔)

整理 番号 5-5	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	
	それ以外の案分	100%
	案分の説明	すべて政務活動に係るものであるため
	案分率	403/円を充当

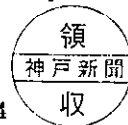
2019年05月分  **領 収 証** ID(22890)
 No. 1- 103-0447-001
 本町68
 大手前ビル1階
戸井田事務所 様

銘 柄	部	金 額
産経セット	1	4,037
合 計		¥ 4,037

お知らせ
 配達・集金スタッフを募集中！
 空いている時間を有効活用してみませんか？親切丁寧にサポート致します。お気軽に当店にご連絡下さい
 毎度ご購入有難うございます。
 左記の通り領収致しました。

株式会社神戸新聞姫路中央販売
 〒670-0925
 姫路市亀井町111
 TEL: 079-223-8513

FAX: 079-288-3314



5/22 支払い

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 / 年 5 月分)

(会派名 自 民 党)

(議員名 戸 井 田 祐 輔)

整理 番号 5-6	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	
	それ以外の案分	100%
	案分の説明 すべて政務活動に係る ものであるため	
	案分率	40.37% 也 充 当

2019年05月分



領 収 証

ID(15034)

No. 1- 103-0447-000

本町68大手前ビル1階

戸 井 田 事 務 所 様

銘 柄	部	金 額
神戸セット	1	4,037
合 計		¥ 4,037

お知らせ

配達・集金スタッフを募集中！
空いている時間を有効活用してみませんか？親切丁寧にサポート致します。お気軽に当店にご連絡下さい

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

株式会社神戸新聞姫路中央販売

〒670-0925

姫路市亀井町111

TEL: 079-223-8513

FAX: 079-288-3314



5/22 支払い

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年5月分)

(会派名自民党)

(議員名戸田祐輔)

整理番号	使途項目									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・(事務費)・人件費									
5-7		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>(50%) 25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> <p>3240円 + 108円^{50%} =</p> <p>3348円^{材料}</p> <p>3348円 × 50% =</p> <p>1674円を充当</p> </td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	(50%) 25%	それ以外の案分		案分の説明	<p>3240円 + 108円^{50%} =</p> <p>3348円^{材料}</p> <p>3348円 × 50% =</p> <p>1674円を充当</p>	案分率	
共通案分率	(50%) 25%									
それ以外の案分										
案分の説明	<p>3240円 + 108円^{50%} =</p> <p>3348円^{材料}</p> <p>3348円 × 50% =</p> <p>1674円を充当</p>									
案分率										

領収証

HGX-1018267

戸井田事務所

様

金額

¥3,240 ※

収入印紙

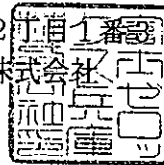
但し 請求書通り

令和 1 年 05 月 23 日

上記の金額正に領収いたしました。

現金・小切手	¥	*
振込	¥	3,240 ※
手形・相殺	¥	*
計	¥	3,240 ※

神戸市中央区浜辺通2丁目1番10号
富士ゼロックス兵庫株式会社



扱者印



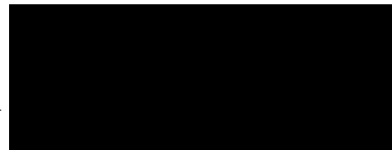
(本証に社印および扱者印の無いもの、並びに金額の訂正したものは無効です。)

1--5-23 株式会社富士ゼロックス (カ)
様

3,240

108

5357717627



戸井田事務所

請求書

発行日：2019年04月25日
請求書番号：790424-0011374

様

今回ご請求額 3,240円

富士ゼロックス兵庫



毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号：3302201632 電話：0120-069-840

お支払約束日	2019年05月31日
お支払方法	お振込
金融機関名	
本・支店名	
預金種目/口座番号	
指定口座名	

料金項目/品名	期間/送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1 トータルサービス料金	2019/04/01-2019/04/30				3000
2 黒モノ	1カウント以上	520	3.00	1560	
3 フルカラー	1カウント以上	20	25.00	500	
4 最低コピー料金				3000	
5 ご使用合計		540			
6					
7 【代金/料金合計】					3000
8 【消費税および地方消費税(8%)】					240
9 【今回ご請求額】					3240
10					
11 ※ご利用機種/機械番号:DocuCentre-IV C3370 PFS 855222					
12 { 今回 } { 前回 } { テスト } { シス }	2019/04/01-2019/04/30				
13 1 { 50526 } { 50000 } { 0 } { 6 }					
14 2 { } { } { } { }					
15 3 { 4113 } { 4092 } { 0 } { 1 }					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

36400 22400 3302201632 30 0507 0C0
A-013314 0000 3302201632 510 1NK 0000 11060020

31 備考：

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5 月分)
(会派名 自民党)
(議員名 戸井田 祐輔)

整理 番号 5-8	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
	共通案分率	
	それ以外の案分	100%
	案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため	
	案分率	4,400円を充当

YC 領 収 書

区域 058 全戸 0009 お問合せ No. 26209

お名前 戸井田事務所 様

本町 68-170

大手前第一ビル 1F

1 年 5 月分

銘 柄

1 読売新聞セット

2

3

合 計

部 数 金 額 ◇左記の通り領収しました

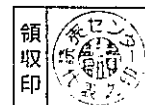
1 4,400

4,400 円 領収日 年 月 日

ご購入ありがとうございます。
今後とも宜しく願います。

読売センター姫路東
姫路市保城 4 7 7 - 4

TEL 079-282-6420



5/27 支払い

(添付様式2)


領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 戸井田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目											
5-9	調査研究費・研修費・会議費・ <u>広報広聴費</u> ・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td></td></tr><tr><td>案分の説明</td><td>95% HP保守管理費</td></tr><tr><td>案分率</td><td>$50000円 + 40000円 =$ 消費税 $54000円 \times 95\% =$ 51300円と充当</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明	95% HP保守管理費	案分率	$50000円 + 40000円 =$ 消費税 $54000円 \times 95\% =$ 51300円と充当
共通案分率	50%											
	25%											
それ以外の案分												
案分の説明	95% HP保守管理費											
案分率	$50000円 + 40000円 =$ 消費税 $54000円 \times 95\% =$ 51300円と充当											

領 収 書	
戸井田事務所	御中
金 額	
¥ 54,000-	
但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として	
上記正に領収いたしました	Ink 〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102 TEL 03-6824-2983
発行日：2019年5月28日	

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2019年5月25日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983



請求書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

ご請求金額 ￥54,000

作業内容	金額	備考	
・HP保守・管理費	50,000	1ヵ月分	
		合計	50,000
		消費税(8%)	4,000
		税込み請求金額	54,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員 といた 戸井田ゆうすけ TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE

県政にチャレンジ!

現在(いま)と未来の架け橋
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路!豊かな兵庫!」を作ります

[プロフィール](#) [私の政策](#) [FACEBOOK](#) [問い合わせ](#)

[プロフィール](#) [私の政策](#) [FACEBOOK](#) [問い合わせ](#)

このページに「いいね!」

戸井田ゆうすけ

市内の粟辻井～県立六学 環境人間学部前までを結ぶ都市計画道路である城北線の一部が開通し、新たに交差点ができた事によって短期間に事故が続き、このままでは死亡事故に繋がりがちな以前より地元の方々から相談を受け、地元警察や県警本部へ信号機の設置を働きかけて参りました。

この度、信号機の設置が決定し、地元警察の交通官より連絡がありました。

これからも地域の皆様のご意見、ご要望を県政に届け、安心安全なまなづくりを実現していくように頑張っておりますので、お困り事や相談事がありましたら、お寄せ下さい。

戸井田祐輔 (といたゆうすけ)

兵庫県 姫路市 議員

プロフィール

兵庫県立六甲高等学校卒業
兵庫県立六甲高等学校教員
兵庫県立六甲高等学校教員
兵庫県立六甲高等学校教員
兵庫県立六甲高等学校教員
兵庫県立六甲高等学校教員
兵庫県立六甲高等学校教員
兵庫県立六甲高等学校教員

プロフィール 私の政策 FACEBOOK 問い合わせ

1
 今後ますます進む少子高齢化や人口減少により、危機にさらされる地方の伝統文化や様々な活動の継承を自らも担うと共に現場で得られる地域の声を県政に届けます

2
 幅広い世代、地域の意見を聞き、地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し姫路、兵庫の更なる発展を目指します

3
 暮らしやすく住みよい姫路を目指して

4
 同世代の有識者から結婚、出産

内定
 姫路
 人口減少社会に備えます

プロフィール 私の政策 FACEBOOK 問い合わせ
 若者が集まり、子育てのしやすいまちづくりに尽力します



兵庫県議員 戸田ゆづけ
 〒670-0012 姫路市東区68 大まぐろ第一ビル1F
 TEL 079-231-7700
 FAX 079-231-7737

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和 / 年5月分)
(会派名自民党)
(議員名戸井田祐輔)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
5-10		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,028 + 108 = 手数料</td> </tr> <tr> <td>案分率</td> <td>3,136 x 25% = 7784 相当</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明			3,028 + 108 = 手数料	案分率	3,136 x 25% = 7784 相当
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分														
案分の説明														
	3,028 + 108 = 手数料													
案分率	3,136 x 25% = 7784 相当													

領 収 証		No. 009170										
戸井田事務所 殿		令和 平成 1 年 5 月 30 日										
金額	¥ 3 1 0 2 8	円										
但し		<table border="1"> <tr><td>現金</td><td></td></tr> <tr><td>小切手</td><td></td></tr> <tr><td>手形</td><td></td></tr> <tr><td>口座振込</td><td>0</td></tr> <tr><td>相殺</td><td></td></tr> </table>	現金		小切手		手形		口座振込	0	相殺	
現金												
小切手												
手形												
口座振込	0											
相殺												
上記金額正に領収致しました												
収 入 印 紙	 横田瀝青興業株式会社 本 社 〒672-8064 姫路市飾磨区細 電話 (079) 233 -	<table border="1"> <tr> <td>御支払確認印</td> <td>取 扱 者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	御支払確認印	取 扱 者								
御支払確認印	取 扱 者											
												

3×50×50 ©

1--5-30	30281028 (カ)	*31,028*
	様	*108*
	5357717627	

請 求 書

670-0012

3年 4月 30日 締切分 (30)

姫路市本町68

横田瀝青興業株式会社 兵庫営業所
 〒679-3111 神崎郡神河町大河755-1
 TEL (079) 84-0792
 FAX (079) 84-0791
 〒672-8064 姫路市飾磨区細江995番地
 TEL (079) 233-0575
 FAX (079) 233-0561

戸井田事務所 様

取引銀行

TEL:079-281-7700 FAX:079-281-7707

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

※3万円以下は手数料をご負担願います。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	今回御請求額
39,401	39,401	0	31,028	¥31,028

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
31/ 4/ 1	12	ダッシュG (横田S/S)	28.21	リットル	141.00	3,978
31/ 4/ 5	13	ダッシュG (横田S/S)	37.62	リットル	141.00	5,304
31/ 4/11	10	ダッシュG (横田S/S)	29.17	リットル	141.00	4,113
31/ 4/15	9	ダッシュG (横田S/S)	24.92	リットル	141.00	3,514
31/ 4/21	5	ダッシュG (横田S/S)	48.84	リットル	141.00	6,886
31/ 4/26	76639	[入金 (振 込)]				[39,401]
	6	ダッシュG (横田S/S)	35.00	リットル	141.00	4,935
		【税別御買上計 8.0%】				28,730
		消費税等 8.0%				2,298
		【合 計】				31,028

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 岸田 文雄)

整理 番号	使 途 項 目		
5-11	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>		
領収書(明細は)、別添のとおり。		共通案分率	(50%)
		25%	
		それ以外の案分	案分の説明
		案 分 率	

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

5 月分

氏名

[Redacted Name]

日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
6	月						
7	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
8	水						
9	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
10	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
11	土						
12	日						
13	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
14	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
15	水						
16	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
17	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
18	土						
19	日						
20	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
21	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
22	水						
23	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
24	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
25	土						
26	日						
27	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
28	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
29	水						
30	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
31	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
計					(A)120:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

和田祐輔

【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [120時間00分] × 単価 [900円] = 108,000 円(B)
- ①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 108,000 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 108,000 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

令和1年5月31日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D) [108,000円] × 案分率 [50%] = 54,000 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 0 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 54,000 円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和 / 年 5 月分)

(会派名 自民党)

(議員名 戸田 祐輔)

整理 番号	使 途 項 目	
5-12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>人件費</u>	
領収書(明細は)、別添のとおり。		共通案分率
		50%
		25%
それ以外の案分		案分の説明
案 分 率		

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

5 月分

氏名

[Redacted Name]

日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	水						
2	木						
3	金						
4	土						
5	日						
6	月						
7	火						
8	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
9	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
10	金						
11	土	9:00	18:00	1:00	8:00		
12	日						
13	月						
14	火						
15	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
16	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
17	金						
18	土	9:00	18:00	1:00	8:00		
19	日						
20	月						
21	火						
22	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
23	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
24	金						
25	土	9:00	18:00	1:00	8:00		
26	日						
27	月						
28	火						
29	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
30	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
31	金						
計					(A) 88:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 阿部祐輔

【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [88時間00分] × 単価[900円] = 79,200 円(B)
- ①' 月額の場合 支給額 = 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 円(C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 79,200 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 円(E)

金 79,200 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
令和5年5月31日

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D) [79,200円] × 案分率[50%] = 39,600 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率[%] = 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 39,600 円